

浜松学院大学及び浜松学院大学短期大学部研究活動の不正行為の防止等に関する規程

(目的)

第1条 本規程は、浜松学院大学及び浜松学院大学短期大学部（以下「本学」という。）において行われる教職員等の研究活動について不正行為の防止及び不正行為が生じた場合、又はその恐れがある場合の措置等に関して必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は当該各号に定めるところによる。

2 この規程において「学園」とは、学校法人興誠学園のことをいう。

3 この規程において「大学」とは、浜松学院大学のことをいう。

4 この規程において「短大部」とは、浜松学院大学短期大学部のことをいう。

5 「コンプライアンス」とは、法令、本学の規則、教育研究固有の倫理、その他の規範を遵守することをいう。

6 「教職員等」とは、教職員及び学生等をいう。

7 「教職員」とは、本学が定める就業規則に基づき雇用されている教職員をいう。

8 「学生等」とは、学部学生及びその他本学に在学又は在籍して修学若しくは研究に従事する者をいう。

9 「競争的資金等」とは、各省庁又は各省庁が所轄する独立法人から配分される競争的資金を中心とした公募型の研究資金をいう。

10 「公的研究費」とは、前項を含む 浜松学院大学及び浜松学院大学短期大学部における公的研究費の取扱いに関する規程第3条に定義するものをいう。

(不正行為)

第3条 本規程において「研究活動の不正行為（以下「不正行為」という。）」とは、本学教職員等が研究活動を行う場合における次の各号に掲げる行為をいう。ただし、故意により行われたものに限る。

一 ねつ造：存在しないデータ・研究結果等を作成する行為

二 改ざん：研究資料・機器・過程を変更する操作を行い、データ、研究活動によって得られた結果等を真正でないものに加工する行為

三 盗用：他の研究者のアイデア、分析・解析手法、データ、研究結果、論文又は用語を当該研究者の了解又は適切な表示なく流用する行為

四 研究費の不正使用・不正受給（以下、「不正使用」という。）：学内規程及び関係法令に逸脱して、研究費等を不正に使用及び受給する行為

五 その他：本学「研究活動における行動規範」に反する研究を行う行為及び 本条各号に掲げる行為の証拠隠滅又は立証妨害をする行為

2 前項第一号、第二号、第三号を「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン（平成26年8月26日文科科学大臣決定）」に則して「特定不正行為」と称する。

(遵守事項)

第4条 教職員等は、研究活動について別に定める本学「研究活動における行動規範」を遵守しなければならない。

2 研究を行う教職員等は、本学が定期的実施する研究倫理教育を受けなければならない。

3 公的研究費を原資とする研究を行う教職員等は、研究データを配分機関等から指定される期間保存し、必要とされる場合には開示しなければならない。

4 公的研究費に係る教職員は、本学が実施する「コンプライアンス教育に関する研修会」を受講し、その内容を理解した上で、次の事項を記した誓約書に自署し、提出しなければならない。

一 本学規則等を遵守すること

二 不正を行わないこと

三 規則等に違反して、不正を行った場合は、本学や配分機関の処分および法的な責任を負担すること

5 物品の購入を担当する事務部長（短大部にあつては事務長。以下同じ）は、公的研究費に関し業者と取引を行う場合は原則として、当該業者から、不正行為を行わないこと等を約する本学指定の「誓約書」を徴取することに努めなければならない。

(責任者と権限)

第5条 本学における研究活動について、不正行為の防止及び不正行為があつた場合の措置等を適正に行うため、最高管理責任者、統括管理責任者及び部局責任者を置く。

2 最高管理責任者は、不正行為の防止、研究費等の運営・管理を統括する最終責任を負う者とし、学長をもって充てる。

3 最高管理責任者は、統括管理責任者及び部局責任者が責任を持って研究活動の不正行為の防止及び不正行為があつた場合の措置等が行えるよう、適切にリーダーシップを発揮しなければならない。

4 統括管理責任者は、最高管理責任者を補佐し、不正行為の防止、研究費等の運営・管理について、具体的な対策を策定・実施し、その実施状況を確認し、最高管理責任者に報告する。統括管理責任者は、大学にあつては学部長、短大部にあつては短期大学部部長をもって充てる。

5 部局責任者は、各学科長と事務部長をもって充てることとし、コンプライアンス教育の実施、研究費の執行・管理等の監督を行い、そのうえで必要に応じ、実施状況を統括管理責任者に報告する。

6 前項に定める責任者のもと、研究倫理の向上を目的に研究倫理教育責任者を置く。研究倫理教育責任者は、学長が指名する学内における研究倫理の有識者とし、広く研究活動に係る者を対象に定期的な研究倫理教育を実施する。

(研究部の役割)

第6条 研究部は、不正行為の防止及び研究者等の適正な執行のため、最高管理責任者の指揮のもと、次のことを行う。

- 一 不正防止計画案の策定と見直し
- 二 不正防止計画の実施状況の確認
- 三 モニタリングによる執行状況の検証
- 四 公的研究費の管理に関する各部局との連携

(不正行為の告発・相談窓口)

第7条 不正行為に関わる告発、情報提供等のための窓口を置き、事務部長等をこれに充てる。

2 窓口は、不正行為に関わる告発の受付、相談、情報の整理及び最高管理責任者等への報告を行うものとする。

(告発)

第8条 不正行為の疑いがあると思料する者は、原則として、次の各号に掲げる事項を明示して不正行為の疑いについて告発することができる。

- 一 研究活動上の不正行為を行ったとする教職員等又はグループ等の氏名又は名称
- 二 研究活動上の不正行為の具体的内容
- 三 研究活動上の不正行為の内容を不正とする合理的理由

2 上記の告発の受付は、書面、電話、FAX、電子メール、面談などの選択を可能とするが、告発は原則として顕名によるもののみ受け付ける。

3 前項の定めにかかわらず、匿名による告発があった場合、告発の内容に応じ、顕名の告発があった場合に準じた取扱いをすることができる。

(予備調査)

第9条 最高管理責任者は、前条の告発等により不正行為の存在の可能性が認められた場合は、速やかに、告発等の合理性、調査可能性について予備調査を行うものとする。

2 予備調査は最高管理責任者、統括管理責任者、当該告発の該当する部局のコンプライアンス推進責任者、必要に応じ、倫理教育責任者により行うことを前提とするが、第10条に定める調査委員会を設置して行うことも妨げない。

3 予備調査は、告発者及び調査対象者からの事情聴取並びに通報に関わる書面等に基づき、不正行為の有無及び程度について行うものとし、最高管理責任者は予備調査の結果に基づき、告発等の内容の合理性を確認し本調査（以下、「調査」という。）を行うか否かを告発等の受付から30日以内に決定するものとする。

4 調査を行わないと判断した場合は、最高管理責任者は、その理由を付し、告発者に通知する。

(調査委員会)

第 10 条 最高管理責任者は、調査が必要と判断された場合は、調査委員会を設置し、調査（不正の有無及び不正の内容、関与した者及びその関与の程度、不正使用の相当額等についての調査）を実施する。

2 設置する調査委員会は、最高管理責任者、統括管理責任者、該当部局のコンプライアンス推進責任者の他、専任教員の中から最高管理責任者が指名する者、若干名をもって構成する。

3 調査対象が、競争的資金等に係る研究である場合、前項の規定にかかわらず、調査体制については、公正かつ透明性の確保から学外の弁護士又は公認会計士等の第三者（以下、「外部有識者」という。）を含む調査委員会を設置する。外部有識者は、本学及び告発者、被告発者と直接の利害関係を有しない者でなければならない。

4 前項において、調査内容が第 3 条第 1 項に定める「特定不正行為」である場合、外部有識者は調査委員の半数以上であることとする。

(調査)

第 11 条 調査実施の決定後、調査委員会において調査が開始されるまでの期間は 30 日以内とする。

2 調査の開始にあたって、調査委員会は告発者及び被告発者に対し、調査を行うことを通知し、調査への協力を求める。

3 調査委員会は、調査の開始後、調査委員会は概ね 150 日以内に調査結果のとりまとめを行うものとする。

4 調査委員会は、不正の有無及び不正の内容、判定を行うに当たっては、被告発者に対し書面又は口頭による弁明の機会を与えなければならない。

5 競争的資金等に係る不正使用および特定不正行為の調査に際しては、以下の点を遵守する。

一 告発等（報道や会計検査院等の外部機関からの指摘を含む）を受けた場合は、第 9 条に基づき調査の要否を判断するとともに、当該調査の要否を配分機関に報告する。

二 調査に際し、調査方針、調査対象及び方法等について配分機関に報告、協議しなければならない。

三 被告発者等の調査対象となっている者に対し、必要に応じて、調査対象制度の研究費の使用停止を命ずる。

四 調査の過程であっても、不正の事実が一部でも確認された場合には、速やかに認定し、配分機関に報告する。

五 配分機関の求めに応じ、調査の終了前であっても、調査の進捗状況報告及び調査の中間報告を当該配分機関に報告する。

六 調査に支障がある等、正当な事由がある場合を除き、当該事案に係る配分機関からの資料の提出又は閲覧、現地調査に応じる。

七 告発等の受付から 210 日以内に、調査結果、不正発生要因、不正に関与したものが関わる他の競争的資金等における管理・監査体制の状況、再発防止計画等を含む最終報告書を配分機関に提出する。

(認定および不服申し立て)

第 12 条 最高管理責任者は、調査委員会における調査結果に基づき認定を行い、文書により告発者および被告発者に通知する。この場合において、告発者のうち氏名の秘匿を希望した者については、窓口を通じて通知するものとする。

2 告発者及び被告発者は、前項の認定の結果に不服がある場合は、窓口を通じ、最高管理責任者に対してその旨を申し立てることができる。

3 不服の申立ては、原則として文書により行わなければならない。

4 最高管理責任者は、前項の不服申し立てを受理したときは、直ちに調査委員会に対し不服申し立てに係る審査を付託するものとする。

5 調査委員会は、第 4 項の不服申し立てを基に速やかに 50 日以内に再審査を行う。

6 最高管理責任者は、前項の調査結果により、その認定を行い、文書により告発者及び被告発者に通知するものとする。この場合において、告発者のうち氏名の秘匿を希望した者については、窓口を通じて通知するものとする。

(不正行為に対する措置)

第 13 条 最高管理責任者は、前条第 1 項又は第 6 項の判定が行われ、不正行為の存在が確認された場合は、次の各号に掲げる必要な措置を取らなければならない。

一 調査対象者の教育研究（臨床）活動の停止勧告

二 配分機関、関連機関等への通知

三 その他不正行為の排除のために必要な措置

四 特定不正行為と認定された論文等の取下げの勧告

五 調査結果の公表

2 予備調査および調査の結果、告発が悪意（被告発者を陥れるため、又は被告発者が行う研究を妨害するためなど、専ら被告発者に何らかの損害を与えることや被告発者が本学に不利益を与えることを目的とする意思。）に基づくものと認定された場合、最高管理責任者は告発者に対し、氏名の公表や懲戒処分、刑事告発等、適切な処置を行う。

(告発者等及び被告発者の保護)

第 14 条 本学すべての教職員は、不正行為に関わる告発をしたこと、調査に協力したこと等を理由に、当該告発等に関係した者に対して不利益な取扱いをしてはならない。

2 最高管理責任者は、前項の告発に関係した者が不利益な取扱いを受けないよう配慮しなければならない。

3 最高管理責任者は、調査の結果申し立てに関わる不正行為の事実が認められなかった場合において、被告発者の教育研究（臨床）活動への支障又は名誉棄損等があったときは、その正常化又は回復のために必要な措置を取らなければならない。

4 不正行為に関わる告発又は調査に関わった者は、関係者の名誉、プライバシーその他の人権を尊重するとともに、知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(懲戒処分)

第 15 条 最高管理責任者は、調査の結果、不正行為と認定された場合は、当該不正行為を行った者に対して、不正の背景、動機等を総合的に判断し、悪質性に応じ、学校法人興誠学園就業規則に従って、懲戒処分等必要な措置を講ずるものとする。

(内部監査)

第 16 条 本学における公的研究費の管理・運営並びに研究費の不正使用の防止等を図るため、最高管理責任者のもとに内部監査委員会を組織し、監査を行うものとする。

2 内部監査委員会の委員は、本学の教職員の内から 3 名以上の者を最高管理責任者が委嘱する。ただし、必要に応じ学外の専門知識等を有する者を含めることができる。

3 監査を行う者は、その活動により知り得た情報の秘匿義務を負う。

4 内部監査委員会は、内部監査を行った結果を、最高管理責任者に報告しなければならない。

(事務)

第 17 条 この規程の定めに関わる事務は、事務局総務課があたる。必要に応じ他の部署も相互に協力しなければならない。

(規程の改廃)

第 18 条 この規定の改廃は、教授会の議を経なければならない。

(雑則)

第 19 条 本規程に定めるもののほか、研究に係る不正行為が生じた場合における措置等に関し必要な事項は、最高管理責任者、統括管理責任者の他、関係者により協議する。

2 競争的資金等に係る不正使用および特定不正行為の告発、調査及び認定の手続き等について本規程に記載のない事項については「研究活動における不正行為への対応に関するガイドライン（平成 26 年 8 月 26 日 文部科学大臣決定）」に則して対応するものとする。

附 則

この規程は、平成 27 年 3 月 11 日から施行する。